

26 人身売買

概観

26.01 人身売買は法で禁じられているが、現実には起こっている深刻な問題である。人身売買は国内だけでなく対外的にも行われている。2009年2月25日に公表された人権実践に関する **US State Department** 国別報告書 2008 ナイジェリア編に示された人身売買の実施情報によれば、

「[2008年]を通じてナイジェリアは人身売買被害者の送り出し国であり、中継国であり、受入国であった。人身売買の程度に関する推定は政府からも **NGO** からも入手できなかったが、問題の程度は深刻だという見方が強かった。この見方を裏付ける要因としては、本国に送還された被害者数や特に北アフリカ諸国の人身売買経路で拘束されたナイジェリア人の報告などが挙げられた。

National Agency for [the] Prohibition of Trafficking in Persons (NAPTIP) が救出した人身売買の最大被害者層は **Akwa Ibom** 州及び **Edo** 州出身者であった。

2006年に **Women's Consortium for Nigeria** の最高責任者が述べたように、ナイジェリア全域、そして **Ogun** 州は特に 国内外の取引に従事する人身売買業者にとって戦略上有利な立地であった。**International Labor Organization (ILO)** の 2005年推定によれば、路上生活児の 40%が人身売買の被害者になった。

「ナイジェリア人の受入国は欧州諸国、中東及び他のアフリカ諸国で、主な目的は強制労働、家事労働及び性的搾取であった。女兒及び女性の人身売買は強制売春と家事労働が目的で、イタリア、オーストリア、スペイン、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ギリシャ、英国、ロシアその他多くの中・西部アフリカ諸国が受入国であった。**UNICEF** の推定では、売春目的でイタリアに売られたアフリカ人女性の人身売買被害者は 50,000 人から 70,000 人にも上り、このうち 70%がナイジェリア人であった。家事や農作業の強制労働及び路上物売りを目的に取引された子供は国内及び中・西部アフリカ諸国に送られた。売春、性的搾取及び労働目的でサウジアラビアに売られた被害者は女性と子供の両方であった。これ以外に、人身売買された子供が中東諸国でラクダ乗りに使われた報告もあった。西アフリカ諸国の多数の子供が強制労働目的でナイジェリ

アに人身売買されており、大多数はベナンの子供であった。UNICEF の推定では、ベナンからナイジェリアに人身売買された子供はおおよそ 5,000 人で、Ogun 州 Abeokuta の花崗岩鉱山で働かされていた。

「人身売買される危険が最も高いのは女性と子供であった。少年の人身売買の場合は主に債務労働者、行商人及び物乞いとして働かせることが目的であったが、少女の人身売買の場合は家事労働、行商及び商業的性的搾取が目的であった。子供の人身売買は国内が多く、女性の取引も見られたが人数は子供ほど多くなかった。農村児童が家事労働、露天商及び物乞い目的に大都市に売られる事例が複数確認された。」

「UN Office of Drugs and Crime の報告によれば、人身売買は単独犯罪者によるものと組織的犯罪集団によるものがあり、血縁者その他の被害者の知人が関与する事例が多かった。[2008 年]を見ると、人身売買業者は様々な方法で取引を行った。多くはパスポートを含む文書偽造、人材派遣、運輸業等の専門家集団として組織されていた。人身売買業者が若い女性を誘う場合は、外国での合法的労働という口約束で騙す方法が多かった。また教育や訓練を受けさせて仕事を斡旋すると言って子供と親を騙し、子供が人身売買の被害者になった事例もあった。子供は家族から離れた瞬間から手荒く扱われ脅迫された。人身売買業者はとりわけ被害者に売春行為を強要する形で、被害者を借金で束縛した。一部の事例では人身売買業者は呪術師を雇って被害者に死の呪いをかけると言って脅迫した。被害者は空路、陸路、海路のいずれかで移送された。欧州諸国への陸路中継地はベナン、トーゴ、ガーナ、コートジボアール、ギニア、マリ、ニジェール、リビア及びモロッコであった。

「人身売買は法の禁じるところであり、罰金、禁固、国外追放、旅券を含む資産没収、さらに民事訴訟では被害者への賠償責任を含む処罰の対象として規定されている。禁固刑の場合は 12 カ月から無期の範囲で、罰金は 50,000 ナイラから 200,000 ナイラ(約 375 米ドルから\$1,500 米ドル)であった。」 [3a] (第 5 節)

26.02 International Organization for Migration (IOM) の 2006 年報告書『ナイジェリ

アから欧州諸国への移住、密入国及び人身売買 』によれば、

「国外移住を希望する風潮の広まりと国外移住に伴う障害が融合して、人身売買に有利な状況が創出された。若い女性はたいてい学歴が低く労働市場に参入する可能性が男性より低い。また、多くの場合家族は娘の国外移住には好意的な態度を示す。これは国外移住する男性より女性の方が家族思いであり、ナイジェリアの家族全員にとって貴重な財政源になるからである。欧州の売春市場はコストが高く大きな障害があるにもかかわらず、人身売買業者が若い女性にせっせと移住を持ちかけるだけの魅力的な存在になっている。女性自身は渡航に必要な資金や融資機関もなく、相談できる必要な窓口もない。

「若い女性と人身売買ネットワークの最初に接触は、非公式ネットワークを介して行われる。主導権を握るのが女性自身か他の当事者かは場合によって異なる。多くの場合、最初の仲介役になるのは女性の友人や親戚である。自宅や他の家族がいる中でヨーロッパ旅行についての話になる。女性が最初に接触する人物は連絡先を確保する以外に人身売買プロセスに果たす役目はない...この段階で、女性は家政婦、販売員又は美容師の仕事、或いは工場やレストランでの仕事の口約束又は学校に通える可能性などで誘惑される。[44] (p24)

「ナイジェリアでは、イタリアと言えば売春業が連想されるが、これは他の欧州諸国にはないことである。これはつまり、スペインやオランダ、或いはドイツへの渡航に若い女性を誘う場合はイタリアほど警戒されないということである...ナイジェリア人を欧州の売春市場に送り出す場所は 1 つの地域に絞られる。これは Edo 州とその州都の Benin City である。1999 年から 2001 年にかけてイタリアから本国に送還されたおよそ 800 人のナイジェリア人女性のうち、86%が Edo 州の出身者であった。7%は隣接する Delta 州の出身者であった。これを合わせると、帰還者全体に占めるこの地域の出身者は 93%になった。Benin City が売春に関わる移住の主な斡旋地点であることがわかって以来、国内の他の地域の女性が欧州への渡航を希望して Benin City にやって来る (p25)売春業を目的に Edo 州から欧州諸国に向かう女性の行き先で一番多いのがイタリアで、次いでオランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、オーストリアの順に多くなっている (p26)...ナイジェリア人の欧州への人身売買は売られる

者と取引業者間の契約に基づき、これには特殊な組織形態がある...前述したように、最初に接触するのは家族の成員や友人である人物である。この人物は女性を国内ネットワークの最重要人物である『女主人』と接触させる。場合によっては、資金提供者の役割を持ち渡航費を融資する第3の人物が存在することもある...国内の『女主人』の他に、イタリアの『女主人』が存在し、入国後はこの人物が女性の面倒を見る。欧州の女主人は国内の女主人と緊密な関係にあり、多くの場合は同じ拡大家族の一員になっている。他の中心人物にはナイジェリアの宗教指導者(ohen)、渡航を担当する人身売買業者(trolleys)及びイタリアの女主人[資料では斜体表記]の男性助手(女主人の黒人少年)などがいる。

[44] (p26-27)

「資金提供者は渡航及び移住先の住居の全費用を負担する。これが借金になり女性は返済を義務づけられる...通常、この金額を完済するには欧州での1年ないし3年間の売春業が必要である...欧州行きに同意すると、女性はすぐにある聖堂に連れて行かれ、そこで移住契約の確認と決定が行われる...女性とその女主人又は資金提供者は多くの場合、その聖堂を複数回訪れる。こうした聖堂参りの際に、様々な象徴的品物を詰め合わせた『小箱』が作られる。この小箱は両者間の契約を証明する具現物になり、女性には護符のような存在になる。多くの場合、中味は人体の一部で可能な場合は両者で交換される。具体的には女性であれば少量の爪や髪の毛、生理の血液が付着した下着などである。他によく見られる小箱の中身にはコーラの実、折り曲げたヘアピンや石鹸などがある。この3つの品はそれぞれ忠誠、Ogun 神の力 (特に渡航に重要とされる)及び美を象徴する物のようである...聖堂参りでは動物の生贄その他の複雑な意味を持つ儀式が行われることもある...これらの [儀式]は不可欠とみなされており、そこには霊界が関わり、支配と確認の要素が含まれるが、[女性の]が[自分の]意思を表現する能力や[本人]自身の選択能力を喪失するものではない。個の霊界への参与はどちらかと言うと、女性が欧州行き自然に希望するように促す要素の一部と理解されているのかもしれない。 [44] (p28)

「地元の宗教的伝統の利用に明らかな虐待要素が伴ってくるのは、たいてい取引プロセスの後半で、人身売買業者の目から見て不本意な状況が発生する場合である。その女性が欧州に到着してから協力的な態度を示さない場合は、身体

的暴力や新たな強制儀式の対象にされる...資金提供者との契約は女性の売春行為で拘束力が増すと考えられている。第 1 に、女性は契約を破れば魔力で身体的及び精神的健康に影響が及ぶ可能性を恐れる。第 2 にナイジェリアでは、契約は相手当事者との約束であると同時に地元コミュニティとの約束でもあることが多い。契約破棄は所属コミュニティ全体の不名誉にも値するのである(p29)」...女性は売春婦として働くことを自覚するようになるが、今後の労働条件、街娼になること、厳重な管理下に置かれること、そして借金を返済するまでに何年もかかることはわかっていない。つまり女性が騙されているのはこれから何をするかではなく、想像もできなかった方法で独立と威厳を奪われる環境についてなのである。」 [44] (p30)

児童、子供の人身売買の項目も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

移動経路と中継国における滞在

26.03 ナイジェリアから欧州への人身売買に関する IOM 2006 報告書によれば、

「偽造文書の大量使用により、ナイジェリアから目的地に直航せず、注意を引きにくい他の国を経由して渡航するナイジェリア人が多くなっている。これは特に人身売買業者によく見られる方法で、ナイジェリアから直接イタリアに女性を連れて行くのではなく、西アフリカの他の国(ガーナが最もよく利用される)を経由してそこから西欧の都市(ロンドン、パリ、アムステルダムなど)に向かう便に乗り換え、そこからイタリアまでは列車で移動し、通常はトゥーリンで下車する。

「この都市は人身売買の重要な経路地の 1 つである。もう 1 つの考えられる経路はナイジェリアからモスクワ、イスタンブール又は東欧都市に飛び、その後違法な方法で国境を超え西欧に入る方法である。1990 年代終わりにかけて、トルコで逮捕されるナイジェリア人違法入国者の数は急激に増加した。

「直航便又は第 3 国を経由する経路を使って西欧に渡る方法に加え、サハラ砂漠を経由して海路で西欧諸国に入国するナイジェリア人はかなりの数にのぼる。密航者として海路を使う者は少ないが、これは比較的に見つかりにくい経路である。

「ナイジェリアの **Economic Community of West African States (ECOWAS)** への加盟によって、他の西アフリカ諸国への渡航は比較的簡単になった。1980 年以降、**ECOWAS** 加盟国の国民は少なくとも理論上は、査証なしで他の加盟国に最長 90 日間まで滞在できるようになった。ナイジェリア人はこれにより、過去 10 年ないし 20 年にわたって西アフリカから欧州への移住に重要な役割を果たしてきた複数の中継都市に渡航することができる。代表的な都市はニジェールの **Agadez** 市とマリの **Gao** 市及び **Kayes** 市である。入国者はこれらの都市で密入国者と連絡を取り、サハラ砂漠を経由して欧州への道案内を頼むことができる...サハラ砂漠経由の場合、欧州に渡る最も典型的な次の経路は海路で、西サハラからカナリア諸島、モロッコからスペイン、さらにチュニジア又はリビアからイタリアなどがある。もう 1 つの行き方はダカールとカーボベルデ諸島を経由してカナリア諸島に向かう経路である。最近では、西サハラからカナリア諸島に向かう経路の注目度が高まっている。ナイジェリア人だけでなく他の多くのアフリカ人もこれらの経路を使っている。」 [44] (p34)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

人身売買に対する社会の態度

26.04 ナイジェリアから欧州への人身売買に関する IOM 2006 報告書によれば、

「多くの家族にとって、極貧生活から脱出するための唯一の方法は娘を欧州に渡航させることである。娘の多くは、人身売買業者の申し出を受ける以外に欧州に渡る方法はない。人身売買はこれまで多くの家族を貧困から救い出し、地元コミュニティで成功を収めたように見える存在にしてきた。このため、欧州に渡る女性は最近までヒロインの様に見られていた。**Benin City** の住民は物質

的な意味で国を出た多くの女性がこれまで成し遂げてきた功績を誇りにしていた。Edo 州からイタリアへの移住が盛んだった時代から 10 年以上が経った今も、イタリアとの接触が記した足跡 - イタリアからの送金で購入した自家用車や立派な家、イタリアに小包を送るための郵便局内の長い人の列、そして送金会社 **Western Union** を経由するイタリアからの送金を受取る長い人の列- はこの地元コミュニティに明確に残されている[44] (p30)...移住によって達成された成果に対する誇りは、ここ数年の間に次第に不名誉に代わりつつある。今では、欧州に渡るナイジェリア人の多くがそこでの経験に対し次第に否定的な意識を強めるようになっている。女性擁護団体や人権擁護団体また国際社会からの圧力を受けて、ナイジェリア政府は次第に女性の人身売買を禁止する方向に傾きつつある。2003 年の **National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons (NAPTIP)** の設立はこの意味での重要な 1 歩であった。この措置がどの程度実効的であったかは別として、政府が一定の姿勢に貢献したことは確かである。ナイジェリア人の多くは、売春業が欧州で築いた国と国民の評判についても深く憂慮している。」 [44] (p31-32)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

人身売買根絶に向けた政府の努力

26.05 女性の人身売買に関する Landinfo 2006 FFM 報告書によれば、

「ナイジェリア政府は欧州におけるナイジェリア人の違法入国が抱える問題はもとより、欧州の性産業で搾取され続けるナイジェリア人女性の苦境が国内メディアや政治家の注目の的になっていることも認識している。ナイジェリア政府は国際協力を介して人身売買問題に立ち向かう地域活動を先導する立場にあり、現地の人身売買根絶に向けた努力を調整する政府の特別機関として **National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons and other Related Matters (NAPTIP)** を設立した。」 [40a] (p6)

26.06 USSD 2008 人権報告書によれば、

「...ナイジェリア政府の人身売買抑制に向けた資源投入は依然として不十分であった。法執行の努力は引き続き向上しており、**2007** 年を通じて人身売買事件の調査数及び起訴件数は増加した。**NAPTIP** 後援による会合、会議、研修活動及びオンライン会議を通じて **NAPTIP**、**NPF** 及び **NIS** の役割が明確に定義されたことにより、記録的な向上が見られた。

「予備情報で指摘されたように、**[2008 年]**を通じて **NAPTIP** は **149** 件の新規事件を調査し、**37** 件の新規事件を訴追し、**20** 件の有罪判決を獲得した。 **At [2008 年]**末時点で、**66** 件が係争中であった。 監視団員は、有罪宣告率がこのように低いのは、証言に対する証人の消極的姿勢、及び法定訴訟の遅延に起因すると述べた。」 **[3a] (第 5 節)**

26.07 2009 年 6 月 16 日に公表された USSD 2009 人身売買報告書によれば、

「ナイジェリア政府は人身売買根絶のための最低基準を十分に遵守している。昨年を通じて、ナイジェリア政府は過去の **2** 倍を超える密売犯罪者に有罪判決を下した一方で、被害者への支援を改善し、意識向上に向けた強力な方法を実証した他、人身売買防止団体 **National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons (NAPTIP)**への資金を増額した。昨年を通じて向上したナイジェリア政府の記録は、過去数年間を通じて **NAPTIP** が成し遂げた漸増的努力の累積効果を反映するものである。

「ナイジェリア政府は昨年を通じて人身売買に取り組むために法執行努力を拡大した。ナイジェリア政府は **2003** 人身売買法執行行政法によりあらゆる形態の人身売買を非合法化している。同法は人身売買業者の実刑判決を増やす意図で **2005** 年に改正された。同法の規定では労働力の人身売買に対しては禁固 **5** 年、物乞い又は行商目的の子供の人身売買に対しては禁固 **10** 年、さらに性的目的の人身売買に対しては最高刑の終身禁固が科刑されるが、これはいずれも十分に厳格であり、強姦等の他の重罪に対する刑罰に相応する。 **Nigeria** の **2003** 子供の権利法も、人身売買を刑罰の対象としているが、国内 **36** 州のうちこれを制定したのは **20** 州だけであった。**NAPTIP** が昨年を通じて報告したところでは、**209** 件の人身売買事件を調査し、このうち **37** 件を訴追した結果、

性的目的の人身売買業者 19 人と労働力目的の売買業者 4 人に有罪判決が言い渡された。実刑判決を受けた人身売買業者の量刑は禁固 6 カ月から 40 年まで様々であった。具体的には性的目的の密売犯罪者 1 人が禁固 40 年、2 人が禁固 24 年、他の者は禁固 2 年、5 年及び 7 年を受けた。性的目的の人身売買業者 6 人に禁固 1 年又はそれ以下の刑罰が科された事例もあった。また、労働力目的の人身売買業者 1 人に禁固 20 年の判決が言い渡されたのに対し、同じ目的の人身売買業者 1 人は禁固 1 年、他 2 人は 1 年以上 2 年以下の禁固刑又は 65 米ドル以上 600 米ドル以下の罰金刑の選択権が与えられた。政府は昨年を通じて、警官 823 人に人身売買防止訓練課程を実施し、National Police Force の標準訓練課程に人身売買訓練課程を組込んだ。2008 年の数カ月間にわたって、NAPTIP は欧州諸国の警察官と協力して Operation Koovis を実施した。この結果、欧州諸国に潜伏するナイジェリア人の人身売買容疑者 60 人が逮捕され、今後訴追されると思われる。」 [3d]

26.08 USSD 2008 人権報告書の中で述べられたように、人身売買根絶に向けた政府の努力は、腐敗した政府上層部の行動によって阻害された。

「情報提供者及び外国の当局者から引き続き提示される報告書によれば、警察幹部及び空港を含む入国管理当局員は国外に渡航する人身売買業者に協働して取組んだ。NAPTIP は警察及び入国管理官を対象に人身売買に関する研修を行った。人身売買に協力又は幫助した公務員の処罰は法の定めるところであるが、NAPTIP 及び [これに所属する] NPF は、公務員が加担した証拠を確認できなかったため、人身売買に関連する容疑で起訴、審理又は有罪判決を受けた公務員は 1 人もいなかった。2006 年に、Abuja 市警の捜査官 1 人が特別拘留命令を受けた後に人身売買容疑者 2 人を釈放した罪で逮捕されたが、後日証拠不十分で釈放された。」 [3a] (第 5 節)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

人身売買被害者に対する政府の保護措置

26.09 USSD 2008 人権報告書によれば、

「11月12日、ナイジェリア政府は、被害者の保護及び社会復帰を重視するナイジェリアにおける人身売買被害者に対する保護及び支援に関する国家政策を可決したが、支援に提供された資金は依然として少なかった。NAPTIP は被害者発見時の入国管理官及び警察幹部の連絡窓口役を果たした。[2008年]を通じて867人の被害者がこの組織に保護された。NAPTIP は被害者に夜間保護施設を提供し、職員は被害者を非政府組織又は国際機関に引き合わせ、保護施設の提供、カウンセリング及び再統合支援を要請した。NAPTIP は被害者及び人身売買に関する情報を要求又は希望するすべての国民を対象に、専用ホットラインを引き続き実施した。[2008年]を通じて、このホットラインが受付けた電話相談はおよそ77件に上った。[2008年]を通じて、政府が被害者の出身国帰還を支援し、人身売買被害児童とその家族の再統合を果たした事例もあった。

「雇用・労働・生産性省はILO、NAPTIP、警察その他の連邦機関と協力し、国内外に人身売買された児童とその家族の再統合を支援する意図で、食料、輸送その他の物流上の援助を提供した。同省は2006年、ILOの児童就労根絶に関する国際計画(IPEC)の資金提供を利用して、人身売買による児童就労者350人を出身国に送還した。しかし、その後数年間にわたってこの資金は提供されず、[2008年]を通じて、同省が送還した被害者はいなかった。政府はInternational Organization for Migration 及び American Bar Association との協力の下に、引き続きLagos州で収容者数120人の保護施設を運営した。NAPTIP も Abuja 市、Benin City、Uyo 市、Enugu 州、Sokoto 州及びKano 州の安全な場所で保護施設を運営した。女性問題省の運営する2軒の保護施設は、それぞれKano 州と Benin City にある。

「政府は保護活動に資金を提供した。証人の役割を果たす被害者には、証人保護の役目を果たす担当部局の警察官が指名された。NAPTIP 職員はこの警察官と協力して支援を提供した。NAPTIP はコミュニティと宗教指導者、教師、学童その他の団体を一堂に会する意図で、『タウンホール』と称するNGOとの集会を催し、人身売買の危険、法的保護及び利用可能な資源に対する意識向上を図った。一部の南部州では引き続き被害者保護に向けた努力が行われた。Edo

州を拠点とする NGO の Idia Renaissance は、UNICEF その他の国際組織の資金援助の下に複数の人材派遣センターを展開し、人身売買被害者その他の若年層を対象に職業技能訓練やカウンセリングを実施した。Society for the Empowerment of Young Persons は American Bar Association の支援を得て Edo 州で人身売買被害者向けの職業訓練やビジネスメンタリングサポートを行った。」 [3a] (第 5 節)

26.10 2009 年 6 月 16 日に公表された USSD 2009 人身売買報告書の続きによれば、

「ナイジェリア政府は昨年を通じて、人身売買被害者の保護に向けた努力を強化した。NAPTIP は引き続き 7 箇所 – Lagos 州、Abuja 市、Kano 州、Sokoto 州、Enugu 州、Uyo 市及び Benin City の保護施設を展開した。女性問題省はさらに 2 つの保護施設を増設し、1 つは Kano 州でもう 1 つは Akwa Ibom 州に設置した。政府は NGO 及び国際組織と連携して被害者の介護を行った。

NAPTIP は政府が介護費用の一部を負担する条件で、病院が低価格また場合によっては 無償医療を提供することに同意する協定を複数の病院と結ぶ方法で、引き続き HIV/エイズの被害者に医療介護を提供した。政府の報告によれば、2007 年 10 月から 2008 年 9 月までに合計 887 人の人身売買被害者を特定した。内訳をみると、NAPTIP の救出者 291 人、入国管理局による救出者 215 人、ナイジェリア警察の救出者 304 人、Civil Defense Corps の介入救出者 56 人、Federal Road Safety の救出者 18 人、State Security Service の介入救出者 2 人及びナイジェリア大使館の救出者 1 人となっている。NAPTIP の報告では、2008 年 2 月から 2009 年 2 月までに、児童 387 人を含む被害者 932 人が国内 7 箇所の保護施設で介護を受けた。Lagos 州にある同機関の保護施設は 120 人の被害者を収容する最大規模の施設で、2008 年を通じて平均 35 人から 40 人の被害者が常時収容されていた。」 [3d]

26.11 2008 年 4 月に公表されたナイジェリアにおける人身売買被害者に関する Danish Immigration Service の 事実調査使節団報告書報告書によれば、

「Fapohunda (LRC) [Legal Resources Consortium] が説明したように、

NAPTIP は[その]義務の遂行に最善を尽くしており、効率改善に向けた努力の成果で、国内の他の省庁機関よりも明らかに効率性に向上が見られる[原文通り]。NAPTIP は財源不足の状態、NAPTIP が一部のドナーから資金援助を受けたにもかかわらず、十分な政府予算は充当されなかった。このまま財源不足が続けば、NAPTIP は人身売買被害者の全面保護を実現するのが困難になる恐れがある。しかし、(LRC)の考えでは NAPTIP の人身売買根絶に向けた姿勢は本物である。

「被害者が飛行機一機分でなく個々に帰還する場合でも NAPTIP が人身売買被害者を全面的に保護することは困難になり得るとする理由を尋ねると、Fapohunda (LRC) この意見は個人的であれ飛行機一機分の規模であれ、帰還を検討した上での意見ではなく、地上での現実を考えた上での意見であると説明した。犯罪被害者にほとんど又は一切の保護措置を提供しないという刑事裁判所の現実である。現在[2007 年 9 月]、議会はこの問題を扱った法案を審議中だが最優先事項の[1 つ]ではない。また Fapohunda's (LRC) の見解では、立法上の制限を別にしても NPF 及び NAPTIP に充当される予算は、国際基準を最低限満たす保護措置を提供するには(個別であっても)不十分で妥当な金額ではなかった。ナイジェリア政府がこれまで司法組織に投資してこなかったことが災いして、司法機関は事実上弱体化している。Fapohunda (LRC) はこれにつけ加えて、NAPTIP はその弱体化した司法省に所属する政府機関であると述べた。

“Olateru-Olagbegi (WOCON) の考えでは NAPTIP は人身売買被害者に対する支援を約束したが、上層部も職員も訓練不足が見られる。

“Olateru-Olagbegi (WOCON) は NAPTIP には被害者を保護する資源も専門知識も不足しているとして、NAPTIP が人身売買被害者を保護する能力に懐疑的な見方を示している。しかしその一方で、Olateru-Olagbegi (WOCON) は NAPTIP が保護を必要とする被害者を保護するためには手段を選ばず [原文通り]努力する意欲があることは間違いないと述べた。

「Olateru-Olagbegi (WOCON) の考えでは、NAPTIP には精神衛生カウンセリ

ング用の施設が不足している。このカウンセリングは帰還被害者が切望するものであり、被害者の再統合の結果に大きな影響を与えてきた。左右してきた

(p35)...Rev. Sister Florence (COSUDOW) [Committee for the Support of the Dignity of Women] の説明によれば、海外で暮らした人身売買被害者の多くはナイジェリアでできることを全部やればこれから住む国では庇護を獲得することができると考えている。しかしその根拠は、現実に基づくものではなく、帰国できた場合の安全な状況に関する作り話に基づくものである。**Rev. Sister Florence (COSUDOW)** は、**COSUDOW** がナイジェリアに帰国後に支援した人身売買被害者の多くは、祖国に戻れたことに感謝しているという事実を指摘した。これにはナイジェリアに強制送還された者も多数含まれる **(p36)...**欧州諸国に人身売買された被害者の多くは将来祖国に戻ることを恐れているという情報を伝えると、**WOTCLEF** はこれを却下し、そうした被害者は帰国を恐れる理由があるからだと言った。被害者が **NAPTIP** や利用可能な **NGO** に協力する限り、必ず支援を受けることができるため、恐れるものは何もないということである。**Mrs. Umaru (WOTCLEF)** はこう述べた上で、被害者に帰る場所がないというのは公平ではないと付け加えた...被害者に唯一要求されることは、人身売買被害者とその仲間を特定し起訴できるように、協力的態度を示すことだけである。被害者が協力的で被害者を買った密売業者に不利な証言をする限り、**NAPTIP** は必ず捜査を行い、密売業者を告訴する。人身売買被害者はだれでも **NAPTIP** 又は人身売買根絶活動を行う国内すべての **NGO** から法律扶助を受けることができる **(p36-37)...****Ndaguba (NAPTIP Abuja 本部)** によれば、**NAPTIP** は人身売買の仲介業者による身体的暴力から被害者を完全に保護することが許され、これには国内外の人身売買業者の犯罪を証言した被害者やその仲介業者又は女主人に借金がある被害者も含まれる。**Investigation & Monitoring (NAPTIP Abuja 本部)** 部長の **M. Babandede** が補足したところによれば、**NAPTIP** は被害者の監視を行う傍ら、被害者の必要に応じて保護施設とカウンセリングを提供する。**Babandede (NAPTIP Abuja 本部)** が強く主張したところによれば、ただし当然ながら、被害者本人に受入れる意思がない限り **NAPTIP** は保護措置を申し出ることができない。**Babandede (NAPTIP Abuja 本部)** はまた、**NAPTIP** は、帰還した後で仲介業者の仕返しや報復行為又は執拗な苛めを恐れる人身売買被害者を保護する有能な人材を備えていると強調した。しかし **Babandede (NAPTIP Abuja 本部)** が補足したところでは、被害者が

専用機、つまり大集団で帰還した場合は保護が困難になる可能性があるということである。NAPTIP との緊密な協力及び連携の下に実施された帰還措置でない場合は特にそうなる可能性が高いという。これに対し、被害者が個別に帰還する場合は、事前通知さえあれば NAPTIP の手厚い保護を受けることができる。これには国内外の人身売買業者の犯罪を証言した被害者やその仲介業者又は女主人に借金がある被害者も含まれる (p38-39)...Mrs. Umaru (WOTCLEF) は NAPTIP を極めて有能であると述べ、NAPTIP への全面的信頼を示した。NAPTIP は被害者用の保護施設を持つ他、人身売買被害者向けの保護プログラムを策定した。同氏の補足によれば、NAPTIP は、国内外の仲介業者又は女主人への借金、若しくはそれに不利な証言をしたことのいずれかを理由に、人身売買業者からの保護を必要とするだろう人身売買被害者を保護するだけの十分な能力を備えている。Mrs Umaru (WOTCLEF) はこのように述べた上で、被害者は WOTCLEF 又は NAPTIP の保護施設に必要な期間だけ滞在することができる」と強調した。被害者の大半は WOTCLEF の保護施設に 6 週間滞在するが、場合によっては 6 カ月以上の滞在や必需品の配給が認められる者もいる。WOTCLEF は警察と連携を取っており、被害者はいつでも WOTCLEF を利用することができる。」 [5] (p39)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

NGO が提供する保護措置

26.12 ナイジェリアにおける人身売買被害者保護に関する Danish Immigration Service FFM 報告書によれば、

「Mrs. Umaru (WOTCLEF) の情報によれば、WOTCLEF は人身売買被害者用の保護施設を備えており、同 NGO は UNICEF[、] ILO/PATWA [Action Programme Against Forced Labour and Trafficking in Forced Labour] 及び World Bank を初めとする様々な提携組織から財政支援を受けたことがある。

「同氏の補足によれば、WOTCLEF は人身売買被害者に対する皮革作業、縫製業その他の手仕事等の技能訓練について支援を申し入れている。WOTCLEF は

NGO や地元の銀行を介したマイクロクレジットや少額融資の利用機会について被害者に助言を与えている。 [5] (p43)

「WOTCLEF はこれに加え、未成年者に対する教育を実施しており、場合によっては大学まで進学させることもある。

「Mrs. Umaru (WOTCLEF) の説明によれば、Abuja 市には WOTCLEF と NAPTIP 両方の人身売買被害者保護施設があり、被害者はいずれの保護施設でもカウンセリングを受けることができる。これに加え、Ogun 州 Abeokuta では NACTAL [Network of Non-Governmental Organisations Against Child-Trafficking, Labour and Abuse] の新しい保護施設が間もなく開設される予定である。

「Mrs. Umaru (WOTCLEF) は Abuja 市にある WOTCLEF の保護施設を『普通の家ようだ』と説明した。使節団員はこの保護施設を訪れたが、完備された室内には好意的で平和な雰囲気 に溢れ、本当に普通の家と変わらなかった。

「使節団員が伝えたところによれば、現在 WOTCLEF の保護施設には人身売買の被害者 14 人が収容されており、この一部 [原文通り] は外国からの送還者であった。この保護施設は一度に最大 30 人まで収容することができるが、WOTCLEF 側 はこれを実現するためには、追加資金の調達が必要になると見ているということである。保護施設で暮らす被害者はいずれも、弁護士によるカウンセリングを受けており、担当弁護士は保護施設を頻繁に訪れ被害者の支援に当たっている。未成年の多くは本人の意思で施設に滞在する。被外者の平均滞在期間は 6 カ月以内であるが、家族との再統合を可能にするために、これより長い期間の滞在を許可される者もいる。一部の被害者は WOTCLEF の援助で現在初等教育及び中等教育機関に通っている...Olateru-Olagbegi (WOCON) の説明によれば、WOCON が保有する保護施設はなく、保護が必要とみなされる人身売買被害者は WOCON の紹介で Lagos 州の NAPTIP の保護施設に委託される。この保護施設は Lagos 州で唯一の人身売買被害者用の施設である...Rev. Sister Florence (COSUDOW) が伝えたところによれば、Benin City には COSUDOW が運営する保護施設があり、被害者はそこで保護

されることもある。COSUDOW は支援と保護を必要とする全被害者のニーズに応えることに今までのところ成功している (p44)...Rev. Sister Florence (COSUDOW)と対照的に[、] Olateru-Olagbegi (WOCON)は Benin City にある COSUDOW の保護施設は保護を必要とする人身売買被害者に十分な保護を提供する能力はないという考えを示した。Olateru-Olagbegi (WOCON) の説明によれば、この保護施設は同氏が Benin City の COSUDOW を最後に訪問した 2007 年 7 月時点では未完成であったため、まだ機能する状態には至っていないということである。しかし、Olateru-Olagbegi (WOCON)の考えでは、保護施設の運営という点では、COSUDOW は NAPTIP よりも方針的に優れている。COSUDOW[の] Reverend Sisters が掲げる宗教的方向性は、これからも支援を受けながら最終的には隠された呪縛から解放されるという意識を被害者に与えており、被害者が無意識に信頼するようになるのは NAPTIP 保護施設の官吏ではなく NGO でもなく Reverend Sister であるということである。[5] (p44-45)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

帰国後の人身売買の女性被害者に対する人身売買業者の行動

26.13 ナイジェリアにおける人身売買被害者保護に関する Danish Immigration Service FFM 報告書によれば、

「Rev. Sister Florence (COSUDOW) が知る限りでは、人身売買被害者がナイジェリア国内で人身売買業者からひどく迫害されたり殺されたりした事実はなかった。同氏が補足したところでは、人身売買業者の目的は金を取戻すことであり、被害者家族と売買業者が帰国した被害者の再売買を取付ける事例が多いのはこのためである。再売買は極めてよく見られる現象である。

「Rev. Sister Florence (COSUDOW)と対照的に、Jane Osagie (IRRAG) [International Reproductive Rights Research Action Group] は、帰国後の人身売買被害者は国内で深刻な危険に直面するため脆弱な存在であるという考え

であった。被害者はナイジェリアを出る前に交わした誓約の拘束力を強く信じているため、被害者が人身売買業者にまだ借金を負っていてそれを恐れている場合は、売買業者は被害者を迫害する可能性が高い。被害者は借金を返さない又は返せない場合の結果に対する恐怖と同時に外国での経験による深刻なトラウマ状態を抱えるものが多い。

「Jane Osagie (IRRAG) の説明によれば、被害者が帰国後に人身売買業者から虐待されたという正確な情報は入手できなかった。しかし一方では、人身売買業者がその被害者を様々な形態の脅威に曝していることを裏付ける報告がある。

「ナイジェリアに帰国した時点で借金が返済されていなかった人身売買被害者に対する迫害及び報復行為の範囲について尋ねたところ、Jane Osagie (IRRAG) は、かかる情報は NAPTIP から提供されると説明した。IRRAG には人身売買業者による虐待の程度について十分な情報が保管されていない。

「Morka (NAPTIP Lagos Zonal Office) によれば、2003 年以降、人身売買業者による[度重なる]報復行為の脅迫が被害者の殺害に発展した事件は起こっていない。2003 年に NAPTIP が設立される以前は、人身売買業者は多少なりとも思った通りに活動することができたが、現在は、人身売買防止法が存在し、NAPTIP が売買業者の捜査及び起訴に意欲的でその能力も高い事実を認識している。また、啓発キャンペーンや意識向上活動の結果、今のナイジェリアは数年前に比べて人身売買に対する社会的注目度が高くなっている。

「Morka (NAPTIP Lagos Zonal Office) は、ナイジェリアの人身売買業者のネットワークは結束が固いという考えを示した。しかしその一方で、人身売買被害者は売買業者や女主人の特定及び告訴において外国の警察に協力した場合でも、人身売買業者による執拗な苛めや殺人の対象になる危険があるという見解を示した。

「Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria)の考えでは、帰国する又は帰国した人身売買被害者とその家族は、人身売買業者へ

の借金が返済されていない場合は、被害者が移住国の人身売買業者や女主人[原文通り]に不利な証言をした場合よりも報復を受ける危険性が高い。[5] (p26)

...Rev Sister Florence (COSUDOW) によれば、ナイジェリアでは借金が返済されたか、法廷で被害者が証言を行ったかに関係なく、被害者は人身売買業者の報復に対する保護を要求し獲得することができる。これに対し **Grace Osakue (GPI) [Girls' Power Initiative]** は、移住国の人身売買業者及び/又は女主人に不利な証言をしたすべての被害者が、帰国後に想定される人身売買業者による報復に対し十分な保護を受けられるというのは誇張だという考えを示した。

「**Grace Osakue (GPI)** が補足したところによれば、人身売買業者は投資した金を取戻すことに命懸けである。被害者が人身売買業者や女主人に不利な証言をする場合は、被害者は帰国後にその人身売買業者から執拗な虐待を受ける重大な危険にさらされることになる。まず証人又は証人の家族は借金を返済するよう脅迫され、その後、証人はこれに加えて見せしめに厳しく処罰される可能性が高く、場合によっては殺されることもある。[5] (p27)

「しかし、**Grace Osakue (GPI)** の知る限りでは、人身売買業者や女主人に不利な証言をした人身売買被害者が、ナイジェリアに帰国した時点で殺害された証拠はなかった。**Grace Osakue (GPI)** が補足したところでは、国内の現地法廷で人身売買業者に不利な証言をした被害者が報復殺人の犠牲者になった証拠もないということだった。この一方で **Grace Osakue (GPI)** は、一般的に見て、帰国する又は帰国した人身売買被害者は国内では極めて不安な状態にあると強調した上で、国内の現地法廷で証言した被害者は身に迫る危険があるとみなさなければならないと付け加えた。**Grace Osakue (GPI)** がさらに述べたところでは、**GPI** に周知の - 帰国した被害者が人身売買業者に不利な証拠を提示した - 裁判はいずれも係争中であるため、特定の危険に関する証拠は入手していないということである。**Grace Osakue (GPI)**は、証言を行った被害者への影響が全く異なる点、また外国の密売業者及び女主人は被害者がナイジェリアに帰国する方が、被害者への報復が実行しやすくなる可能性がある点で、人身売買業者を訴える国外の裁判と国内の裁判は全く異なる代物であると説明した。[5] (p27-28)

「Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria) は、ナイジェリアでは人身売買業者による人身売買被害者の虐待行為が実際に起こることはないという考えを示した。人身売買業者又は女主人による報復は欧州諸国では起こる可能性もあるが、ナイジェリアではこの可能性はなく、被害者に対する人身売買業者の脅迫又は報復行為に関する正式な記録はないということである。ただし、Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria)の補足によれば、虐待行為や仕返しはナイジェリアで起こるとすれば、かなり控え目なやり方で実行されるはずだということである。Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria によれば、このような事件が発生した事実は聞いたことがなく、Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria)は、ナイジェリアでは人身売買被害者が人身売買業者による暴力的虐待又は殺人の被害者なることはないという NAPTIP の主張は支持できると述べた。」 [5] (p28)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

帰国後の人身売買の女性被害者に対する血縁者の行動

26.14 ナイジェリアにおける人身売買被害者保護に関する Danish Immigration Service FFM 報告書によれば、

「被害者が自分[の]家族から受ける反応については、Jane Osagie (IRRRAG) からは、被害者が帰国後にその家族から身体的暴力を受けたという具体的な事例を入手することはできなかった。しかし、被害者は帰国後にその家族から心理的及び感情的暴力/圧力を受けており、借金を返済する前に帰国した被害者が再売買される事例はよく見られる。裕福になる好機を台無しにしたという理由で家族が被害者の受入れを拒絶する場合は、この被害者は家族の手で再び欧州に売り飛ばされる可能性が極めて高い。

「Grace Osakue (GPI) によれば、帰国した人身売買被害者は家族との関係が極めて困難になるため、非常に込み入った苛酷な状況に直面している。人身売

買業者への借金を返済する前に帰国又は帰国させられた場合は、被害者は家族から疎外される可能性がある。帰国した被害者が家族の借金[原文通り]返済を可能にするために再売買される危険も実際にある。被害者はナイジェリアを出た時同様の困難な状況に戻され、借金の返済が残っているために、欧州での出稼ぎを目指す理由が一層増えることになる。人身売買業者への借金は 50,000 米ドルから 70,000 米ドル程度である。家族がこの大きな負債を受入れる理由を尋ねたところ、Grace Osakue (GPI) は次のように説明した。娘を人身売買に引渡す家族は、この金額は被害者が海外で働けば 2、3 年で簡単に返済できると言われている。このため、人身売買業者への借金が返済された時の、被害者は国内の家族のために大金を稼いでくれるという家族の期待は極めて高いものになる。 [5] (p31)

「Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria)によれば、帰国した被害者の家族は、投資が失敗したのは被害者のせいだと考えることが多く、この場合は、被害者は何のためらいもなく家族から疎外される結果になり、場合によっては殺されてしまうことさえある。

「Morka (NAPTIP Lagos Zonal Office)によれば、人身売買業者の多くは被害者と何らかの血縁関係にあるため、被害者が外国の警察に協力して移住先の女主人や売買業者を訴える場合でも、報復又は抑止措置として被害者に危害を加えたり、殺したりしようとはしない。国内の人身売買業者は自分の存在を目立たせないように行動する傾向があり、自分に不利な証言をした被害者への報復未遂罪で起訴されるよりは密売業を続ける方を選択する。

Roland Chigozie (Idia Renaissance) の説明によれば、女主人や人身売買業者の告訴において外国の警察に協力した人身売買被害者は、ナイジェリアに帰国すると極めて困難な状況に直面する。家族は少女又は女性を外国に出すために人身売買業者に支払う金である投資金を失ったことになるため、それを理由に家族に勘当され、落伍者とみなされる屈辱を受けることを恐れて、刑務所に入るか外国に残る方を選ぶ者もいる。」 [5] (p32)

女性 及び児童も参照のこと。

国内再定住

26.15 ナイジェリアにおける人身売買被害者保護に関する Danish Immigration Service FFM 報告書によれば、

「Olateru-Olagbegi (WOCON) は再定住に関しては、人身売買業者の報復を避けるために被害者がナイジェリア国内の別の場所に再定住するのは難しいと思うという考えを示した。Lagos のような場所でも、民族集団は集団で固まる傾向が強いため、個人が何の人脈もない場所に 1 人で定住するのは困難だということである。Olateru-Olagbegi (WOCON) の指摘によれば、こうした被害者の場合は、被外者のために設立される (ハーフウェイホーム的な) コミュニティで暮らす機会を与えられるべきである。

「Olateru-Olagbegi (WOCON) の説明によれば、地元の言語を話し生計を維持することは簡単なことではないため、帰属民族集団が存在しない場所に定住することはだれにとっても難しいことである。南部地域では、ナイジェリア北部州出身者はすべて『よそ者』と呼ばれ、Lagos のような大都会でも北部出身者の専住区画が設けられており、一方北部地域には文字通り『よそ者の場所』を意味する『Sabongari』として周知の非北部州民区域がある。

「Rev. Ejeh and Agbogun (Catholic Secretariat of Nigeria/Caritas Nigeria) によれば、人身売買被害者が不安や脅威を感じる場合は、国内の他の場所に再定住することは可能だが、その場合に新しい場所に定住する資金が必要になるというのは間違いない。

「Grace Osakue (GPI) は、経済的支援がある場合は、人身売買被害者はナイジェリア国内のどこにでも再定住することができるという考えを示した。しかし、ナイジェリア人コミュニティは最後のところでは、非先住民の子孫を政治的地位、奨学生、職業斡旋又は先住民が主張する権利の享受に適格でないとみなす。ナイジェリア国民がその出身州で同一性を見出し、最も快適な場所だと感じるのはこのためである。

「再統合については、De Cataldo (IOM) は再定住を含めこれは可能だと述べた。」 **[5] (p51)**

移動の自由も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

27. 医療問題

概観

27.01 2009 年 6 月 4 日に最終更新された International Organisation for Migration IRRiCO のナイジェリアカントリーシートによれば、

「政府の主要保健医療機関は保健省である。同省は国全体のあらゆる医療活動を調整する役割を担う。州政府にも保健医療サービスを担う担当部局があり、大きな市や町の病院を管理する。州都にはたいてい公立病院、民間病院、専門病院があり、各都市には保健省の資金で運営される大学付属病院がある。

「公立 (国立/州立) 病院: これは総合病院、大学付属教育病院及び専門病院で構成される。診療費は高くないが医療器具や設備が不十分な病院もある。作業が遅れることが多く、患者数が多いため迅速な診療や治療が受けられないことがある。

「民間病院: これは標準型の病院である。医療器具が充実している病院もあるが、医療設備が不十分で臨床試験や X 線検査を他の病院に委託しなければならない病院もある。一般的に費用は公立病院より高目だが、そのサービスを受ける経済的余裕がある者はだれでも診療を受けることができる...医薬品も購入できるが種類によっては高額な場合がある。全国各所に多数の薬局が設置されている。全国の薬局が規制遵守をし、国民に正規の薬品を販売する方針を徹底化するために、National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC) はあらゆる努力をしてきた。」 [44b]

27.02 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「FFM 団員はナイジェリアにおける保健医療サービスについて情報を得るために、Abuja 国立病院に勤務する 1 人のナイジェリア人医師に聞き取り調査を行った。これに加え、2008 年 3 月には別のナイジェリア人医師から情報を入手したが、これは最初の医師から得た情報を裏付けるものだった。

「国立病院の医師によれば、ナイジェリアの病院は全般的に、資金不足、有資格医療従事者の不足、薬剤の不足及び医療器具の不足に苦しんでいる。連邦政府及び州政府は医療の無償化には踏み切らなかったが、**2007** 年から施行された国民健康保険制度は、多くの国民の医療費を負担する一助になるだろう。この構想の下では、雇用主は従業員に代わって保険料を支払うが、自営業者は自分で健康保険料を拠出することになっている。ナイジェリアでは現在人口 **1 億 4000 万人** に対し、**250,000** 人の医師が対応している(**2006** 年ナイジェリア国勢調査)。医師、看護師その他の医療専門家はいずれも給与が低く、ナイジェリアよりも収入が高い外国勤務を受ける者が多くなっている。

「医師が補足したところでは、国内にはあらゆる種類の医療従事者を訓練する教育病院と国立及び州立看護師養成学校がある。レントゲン技師を含む臨床医及び医療記録を扱う職員の養成施設もある。この他に専門医を養成し資格を与える専門医科大学が **2** つある。運営管理及び資金調達を政府が行う連邦政府系の公立病院がいくつかあり、医療従事者の給与も国から支払われる。また国内には州政府系の公立病院がいくつかあり、運営管理と資金調達は州政府に一任されている。連邦首都地域には政府系総合病院がいくつかある。ナイジェリアには医療上の厳格な規制措置はなく、どの州のどの病院で治療を受けるかは患者の自由である。ナイジェリアの医療体制は様々な制約があるにもかかわらず、心臓疾患、高血圧、ポリオ、髄膜炎、**HIV/エイズ**、肝炎、鎌状赤血球貧血、糖尿病、癌及び結核等の多くの疾病及び症状の治療が可能である。

「同医師が補足したところによれば、公立病院及び大学付属教育病院で提供される医療は、検査及び薬剤処方又は投与を含め、救急医療の場合でもすべて有料である。ただし、患者が病院に搬送され治療を要求又は必要とするが、事前に治療費を支払うことができない場合は、関係者又は血縁者が **24** 時間経過後、可能な限り迅速に治療費を支払うか、許容可能な保証人を提示することを条件に治療が実施される。関係者又は血縁者が支払いも保証人提示も行えない場合は、治療は拒否される。ナイジェリアには民間病院があり公立病院よりも高水準の医療を提供するが、公立病院よりも高額な治療費を請求する。大学付属教育病院はいずれも、また専門病院及び民間病院も少ないながら集中治療設備を

備えているが、どこでも設備が充実しているわけではない。[20] (p38)

「同医師の話では、一部の民間病院では病院給食が有料化されている。民間病院の場合は、給食費と水代を患者に請求する入院費に組込こむのが一般的である。公立病院が食事及び水を供給しない一部の地域では、患者の血縁者が食事を供給することになっている。2008年3月に国内で勤務する別の医師に問い合わせたところ、公共病院で供給される水はたいてい無償である。

「この医師の話では、ナイジェリアでは交通事故が頻繁に発生する国で、関係者の重傷及び死亡に発展する可能性が高い。救命救急及び急性疾患者のための総合救急サービスはナイジェリアではほとんど提供されていない。突発的に病人又は負傷者が発生した場所での治療に利用できる可動式総合救急救命サービスも公立系は極めて少ない。原則的に、自宅、職場又は交通事故で重傷を負った者は病院への搬送手段を自分で手配するか、他人に頼んで手配してもらうしかない。ただし、総合病院、大学付属教育病院、専門病院及び民間病院の中には、救急車両サービスを提供するものもあり、多くの場合安い料金で国民の要請に対応する。救急車両サービスや救急救命サービスの大半は、民間企業、軍職員を対象とする国軍、所属職員を対象とする外国大使館の提供するものである。」 [20] (p39)

(在ナイジェリア米国大使館では、国内で利用可能な医療機関に関する情報と病院一覧を提供している。

http://nigeria.usembassy.gov/medical_information.html)

目次に戻る

出典リストへ

HIV/エイズ

- 27.03 2008年10月に公表された The World Health Organisation の疫学的ファクト・シート最新版の記録によれば、2007年の HIV/エイズ罹患者数は 成人及び児童合わせておよそ 2,600,000 人であった。2007年のエイズによる死亡者は成人及び児童合わせておよそ 170,000 人であった。2007年時点の記録では、215

箇所では抗レトロウィルス治療 (ART)が行われていた。推定によれば、2007 年時点でおおよそ 198,000 人が ART を受療したが、同じ年で見ると実際にはおおよそ 750,000 が ART を必要としていた。2007 年に母子感染の予防に向けて ART を受療した HIV 感染者の妊婦の数は 12,278 人で、同じ年で見ると、母子感染を予防するために ART が必要であった妊婦の数は 190,000 人となっていた。

[59]

27.04 American Project for Supply Chain Management System はそのウェブサイト
で説明したように、ナイジェリアに抗レトロウィルス剤を供給することに成功
した。(2009 年 11 月閲覧)。それによると、「ナイジェリア人の HIV 感染者
はおおよそ 360 万人と考えられているが、2008 年 12 月末時点で見ると、現在抗
レトロウィルス(ARV) 治療を受けているのはこのうち 247,000 人だけであっ
た。これは、2008 年末までに ARV 受療患者 350,000 人を旨としたナイジェ
リア政府の意欲的目標にはほど遠い数字であった。これを達成するには ARV
のサプライチェーンを国レベルで強化することが不可欠である。」 [49]

27.05 Drugs for AIDS and HIV Patients (DAHP) のウェブサイトで公表された情報
(2009 年 10 月 30 日アクセス)によれば、ナイジェリアで HIV/エイズ感染者の
治療薬として利用可能な ARV 剤は ジドブジン、ラミブジン、ネビラピン及び
スタブジンである。 [37]

27.06 2009 年 2 月 25 日に公表された人権実践に関する US State Department 国別報
告書 2008 ナイジェリア編(USSD 2008 人権報告書)によれば「HIV/エイズは一
般的に不道徳行為に起因する疾病とみなされており、感染者を差別する風潮が
広がっていた。HIV/エイズ感染者が解雇されたり医療サービスを拒否されたり
した事例が多く見られた。 エイズに対する不名誉の軽減と意識変革を目指す
国民啓発推進運動が複数実施された。」 [3a] (第 5 節)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

癌治療

27.07 ナイジェリアにおける癌の実態に関する *Vanguard* (ナイジェリア紙)の 2008 年 6 月 16 日付けの記事によれば、

「Ibadan 大学外科部腫瘍学科の Prof. Clement Adebamowo 教授の発表によれば... 癌を初めとする難病は今後の保健医療の重要最優先事項として急速に浮上している。Adebamowo によれば、皮肉なことに、公衆衛生の向上と保健医療イニシアティブの予算増額によって伝染性疾患の発症率が低下した一方で、これに伴う寿命の増加によって、難病罹患年齢に達する人口が増えたことであらゆる癌の発症率が上昇した...更に悪いことに、癌の臨床検査は極めて不十分で不安な点が多い。放射線治療設備を有効に実施している医療施設はほとんどない。放射線治療は概ね利用可能だが、高価なため利用可能性はかなり限られている。医療費の高さでは化学療法にも同じことが言える。病理学サービスは原則として利用可能だが、適用範囲が限られている。分子診断方法はあまり使われていない。たいていの場合外科療法は行われるが、執刀医は腫瘍学が主要臨床業務でないことが多く、総合的癌治療の範囲は極めて限られている。

「最先端の緩和ケア及び疼痛管理に対する意識が高まっている。癌患者は進行期病変を示すことが多い上、医師が延命効果の見込まれる治療を実施する機会に限られているため、これは特に有用である。

「しかし将来に全く期待が持てないこともない。Consultative Committee on National Cancer Control はナイジェリアにおける癌予防及び管理に関する政策指針を策定する機関として確立された存在である。しかし、Nigerian Cancer Society、Society of Oncology and Cancer Research in Nigeria 等の専門機関に加え他の国内外の機関が癌管理及び予防を積極的に推進しているにもかかわらず、癌罹患率は上昇し続けている。このためナイジェリアでは引き続き癌研究が進められている。

「ナイジェリアでこれまで文献にまとめられることが最も多かったのは女性では子宮癌と乳癌で男性では肝臓癌と前立腺癌である...調査結果が示したように、子宮頸癌にスクリーニング計画を実施する病院はほとんどなく、実施す

る病院は、資金が窮乏している上、組織面でも包括性においても問題がある。ナイジェリアはマンモグラフィーを導入した国レベルのスクリーニング計画がまだ確立されていないため、マンモグラフィー検査の利用可能性を実現するのは難しい。一般的傾向としては、乳癌及び子宮頸癌患者の大多数は先進諸国に比べて発症年齢が低い。保健医療サービスの利用機会の妨害、無知、貧困及び医療教育問題の全般的調整不足といった様々な問題は事態を複雑にしている。」 [29]

27.08 ナイジェリアの癌に関する 2008 年 9 月 24 日付け *A Punch* (ナイジェリア紙) の報告によれば、

「残念ながら、ナイジェリアの医療体制は、設備及び専門知識という点から見て癌という新興流行病に対応する準備が十分にできているとは言えない。例えば、癌治療用の設備を備えた病院はわずか 6 軒 – Lagos University Teaching Hospital、Ibadan 州の University College Hospital、Abuja 市の National Hospital、Zaria 州の Ahmadu Bello University Teaching Hospital、Enugu 州の University of Maiduguri Teaching Hospital 及び University of Nigeria Teaching Hospital – だけである。Benin 州、Sokoto 州及び Gombe 州の 3 次病院は依然として慢性疾患の設備開発に取り組んでいる。」

「腫瘍学分野では設備の不足に加え、熟練職員の数も不足している。腫瘍学者は癌治療の専門医である。現在人口 1 億 4000 万人に対し、対応できる外科腫瘍学者は 13 人足らずである...ナイジェリアでは癌の診断を下される新規罹患者は年間 100,000 人にも達すると言われている。この数は 2010 年には 500,000 人に達すると見られている。しかもこの罹患者のうち 80 ないし 90% が、発見が遅すぎて慢性疾患の疼痛軽減以外に患者を助ける有意義な方法がない、極めて進行した段階と診断されるという事実は更に懸念を深めるものである...World Health Organisation の警告によれば、2020 年までに、癌死亡率は男性 100,000 人当たり 72.7%、女性 100,000 人当たりは 76 %に達するということである。」 [51]

27.09 British-Danish の 2008 FFM 報告書で補足されたところでは「必要な場合は[癌

患者] の外科療法及び手術を行うことは可能だが、ナイジェリアの病院ではあまり一般的ではない。骨肉腫の放射線治療を行う可能性はあるが、骨移植術を行う場合は、外国で受けるしかない。脳腫瘍の摘出手術は民間病院であれば概ね可能だが、この種の手術はあまり普及していない。」 [20] (p40)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

心疾患及び循環器疾患の治療

27.10 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「医師の話では、ナイジェリア人が罹患する最も典型的な循環器疾患は高血圧症(高血圧)であり、ナイジェリア人の 8 ないし 10%がこの症状を抱えているという。降圧剤は入手可能だが、極めて高価でほとんどの国民は購入することができない。ナイジェリアには循環器疾患の専門医や心胸部部門を扱う施設はないが、先天性心疾患を初めとする様々な循環器系の症状及び疾患について治療を受けることはできる。冠状動脈性心臓病患者又は心臓発作を起こした患者の治療は一般的に可能だが、冠動脈バイパス手術や血管形成手術はナイジェリアの病院では受けられない。一般的に侵襲心臓手術は受けられないが、心臓弁障害、心房中隔欠損症及び動脈瘤の治療は受けられる。ペースメーカーの取付けは可能であるため、特定種類の不整脈(心調律動の異常)患者の治療は可能である。ナイジェリアの病院には特発性心筋症(心腔拡張)患者に施せる療法が充実していない。この末期症状は心臓移植を使えば治療できるが、ナイジェリアの病院ではこの手術は受けられない。」 [20] (p40)

鎌状赤血球貧血の治療

27.11 The British-Danish の 2008 FFM 報告書によれば、

「医師の話では、鎌状赤血球貧血の治療法はなく、ナイジェリアの病院ではこの症状を持つ患者はモニター検査と支持療法を受けることが事実上可能であ

る。鎌状赤血球貧血患者は輸血に関しては、国内のほとんどの病院で必要に応じて受けることができる。2008年3月に助言を受けた別のナイジェリア人医師によれば、熟練した血液専門医が常駐する病院であれば骨髄移植を受けることができる。」 [20] (p40)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

結核その他の肺疾患の治療

27.12 *This Day* (Nigerian newspaper) の 2007 年 3 月 20 日付けの記事によれば、

「 World Health Organisation (WHO) の結核に関する報告 2005 によれば、TB はナイジェリアでは重要な公衆衛生問題である。ナイジェリアの結核の年間罹患患者はおおよそ 380,000 人でこのうち半数以上が塗沫陽性患者であり、疾病負担が高い世界の上位 22 カ国に含まれている...ナイジェリアにおける HIV 感染は TB の蔓延に大きな影響を与えており、これは罹患患者が HIV 血清陽性率の相対的に高い若年層 (15-35 歳) に移行した事実によっても裏付けられている。専門家の警告によれば、とりわけ HIV/エイズの蔓延が明らかになるにつれて、TB の公衆衛生への疾病負担はこれまでに大きくくなっている。WHO の指摘によれば、ナイジェリアの TB 患者の 27% は HIV 感染者である。

「この結果と WHO が 10 年以上前に結核を世界的な健康非常事態に特定したのは上記及び他の事実の結果としてであった。これに対し、連邦保健省が TB を国家的な健康非常事態に特定したのは 2006 年 4 月で、National TB-HIV Working Group が就任したのはさらに後のことであった。

「ナイジェリア政府は 2004 年から German Bank for Reconstruction (KfW)、International Federation of anti-leprosy Associations (ILEP) の加入団体、The Union 及び WHO の支援の下に TB 抑制に向けた Directly Observed Treatment Scheme (DOTS) 戦略を採用している。2000 年時点で DOTS 戦略を実施していたのは国内全州の半分だけであり、これを受けて保健省の National

Tuberculosis and Leprosy Control Programme (NTBLCP) は2001-2005年期を対象とする DOTS 拡大に向けた 5 カ年戦略計画の策定を義務づけられた。この戦略計画は Canadian International Development Agency (CIDA) 及び United States Agency for International Development (USAID) の支持を受け、結果的に DOTS の適用範囲が拡大され TB 患者の発見と治療がふくまれることになった。

「しかし、計画実施機関によれば、DOTS の対象範囲を全面的に達成することを目指し、ナイジェリア政府が TB 抑制に向けた世界的目標の達成を義務付けられ、国民に TB 治療を無償提供する新政策を遵守しなければならなくなった場合の、深刻な資金不足問題が依然として残っていた...こうした背景に対し、NTBLCP は国内の TB 患者を効果的に治療する資金不足問題に取り組むために、国内での TB 診療規模の拡大を目指し、WHO、USAID、CIDA などと提携して資金源を生み出す努力を強化しなければならなかった...USAID の援助と支援はナイジェリアにおける TB 予防管理に向けた取り組みの一助となった。

USAID のプログラムには 2003 年から DOTS サービスを TB 診療サービスがなかったナイジェリア北部 17 州、並びに 43 の新たな LGA に拡大し、DOTS を実施する LGA を 2005 年末までに全国 548 箇所 (71%) に増やす計画が盛り込まれている。

「これに加え、国内の新規 SS+患者検出率は 2004 年の 23%から 2005 年には 27%まで向上し、このうち 43%は USAID の支援を受けた州であった。また 2005 年末までに USAID の支援を受けた州に合計 86 箇所の DOTS 診療所が新設された。これによって診療所の数は 1,929 軒から 2,015 軒に増加した。」 [43b]

- 27.13 British-Danish 2008 FFM 報告書の続きによれば「医師の話では、現在ナイジェリアの病院では結核、肺気腫及び喘息の治療が受けられ、必要な治療薬もすべて入手できるようになっている。ただし、ナイジェリアの病院では肺観血手術は行われない。」 [20] (p40)

糖尿病の治療

27.14 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「医師の話では、ナイジェリアには自己注射を入手する施設はないため、降血糖薬及び医師が注射できるインスリンを含め、糖尿病の治療に必要な薬剤は必要に応じてすべて入手可能である。ナイジェリア人の糖尿病患者の傾向としては、定期的な健康診断や症状の知識がないために、疾病が末期状態に達してからその症状について医師の診察を受ける者が多い。しかし、このような患者も治療を受けることが可能で、眼疾患、神経障害、腎疾患(腎症)及び血管炎性潰瘍等の合併症についても治療を受けることができる。」 [20] (p39)

臓器移植

27.15 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば「医師の話では、肺、肝臓及び心臓の移植手術はナイジェリアの病院では受けることができない。しかし、腎臓移植が受けられる病院はごくわずかだがある。ただし、この手術はナイジェリアの病院ではあまり行われない。」 [20] (p41)

眼疾患の治療

27.16 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、「一般的な眼疾患治療について質問したところ、医師は、ナイジェリアの病院では緑内障や白内障などの様々な眼疾患及び眼科症状の治療を受けることができると話した。」 [20] (p41)

マラリアの治療

27.17 2006 年 9 月 14 日付けの *Daily Champion* (ナイジェリア紙) の報道記事によれば、

「World Health Organisation (WHO)の 2006 世界マラリア報告書によれば、アフリカのマラリアによる年間死者数は少なくとも 100 万人を下らず、特にナイジェリアでは 30 万人を超えるということである。そして、『アフリカでは、

マラリアは今も依然として主要な伝染病であり、特に子供の命を奪うことにかけては他のどの伝染病よりも優れており、HIV/エイズでさえかなわない。

「WHO の報告書[に]協力した非政府組織の **Centre for Communication Programmes Nigeria (CCPN)**が[今]週末 **Lagos** において保健報告官に述べたところによると、ナイジェリアにおけるマラリアの高罹患率を抑制及び低下させることが[この] **Roll Back Malaria** プロジェクトの重要な目標である [が、このプロジェクト] は資金不足で行き詰っている。

「CCPN の所長でプロジェクト責任者の **Dr. Afolabi Bamgboye** によれば、マラリアに最も感染しやすいのは免疫系が低下する妊婦と子供である。

「同氏は、WHO がマラリアの第 1 選択薬として推奨するアルテミシン併用療法(ACT) はナイジェリアにおけるマラリア罹患率の低下に大いに役立つだろうと説明し...更に同じ席で **National Malaria Programme Co-ordinator** の **Dr (Mrs.) Titilope Sofola** によれば連邦政府は妊婦及び 5 歳未満児を対象に 250 万回分 [原文通り]の ACT を無償配布したということであると話した。

「Sofola は更に、連邦政府は残る他の州へも ACT (Coartem 剤)を配布する予定であると付け加えた上で、2010 年までに国内におけるマラリアの疾病負担を抑制する政府公約の継続を改めて約束した。」 [25]

肝炎の治療

27.18 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「医師の話では、ナイジェリアには肝炎特に A 型及び B 型患者が多数いる。他の肝炎 – つまり C 型、D 型及び E 型肝炎患者はナイジェリアではあまり見られない。この 5 種類の肝炎はすべてナイジェリアの病院で治療を受けることができる。医師によれば、肝炎予防ワクチンを必要とする国民が増えており、この問題を解決することは、肝炎蔓延問題の医療的管理向上に役立つと思うということであった。」 [20] (p41)

精神保健医療

27.19 World Health Organisation の 2005 Mental Health Atlas によれば、

「精神保健医療は一次医療体制の一部である。重篤な精神障害の初期治療は一次医療レベルで受けられる。しかし、一次医療を実施する熟練職員及び設備を備えた施設は相対的に極めて少ない。精神保健医療分野に携わる一次診療医の研修は定期的に行われている。医療従事者を含む一次診療医の研修を行う Health Technologist 養成校は各州に設置されている。

「精神障害者のためのコミュニティ介護施設がいくつかあるが、コミュニティ介護を実施する州はごくわずかである。介護施設の職員は民間病院の医療従事者、 NGO 特に宗教組織職員及び伝統的治療科などである...国内の一次医療レベルで一般に入手可能な治療薬には カルバマゼピン、フェノバルビタール、フェニトインナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ディアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドール、ビペリデンなどがある。ベンズヘキソール(5mg)[も]市販されている。」 [32]

27.20 British-Danish 2008 FFM 報告書によれば、

「FFM 代表は Lagos を拠点とする著名な顧問精神科医を取材した。この精神科医によれば、精神科治療は、国内およそ 35 箇所の精神病院、教育病院及び大学病院の精神科で受けることができる。このうち 8 箇所は国立病院で、残りは個々の州が運営している。これ以外に民間診療所があるが数は少ない。ナイジェリアの精神病院では、重篤なうつ病や臨床的うつ病、自殺癖、偏執症、心的外傷後ストレス障害、統合失調症その他の精神異常状態を含むあらゆる精神疾患の治療を行っている。

「この精神科医が補足したところでは、精神病院は職員が充実しており、どの

職員も高い資質を備えている。医師はフェローシップトレーニングを修了しており、看護師は全員、精神保健医療及び一般看護の資格が必須である。病院の設備にはばらつきがある。例えば、Lagos 州 Yaba 市の精神病院は電気ショック療法や脳电图検査(EEG)を受けられるが他の精神科医療施設では受けられないことがある。

「この精神科医が更に補足したところでは、一部の州立病院では治療は無料だが薬は有料制である。治療を検討する際は、患者の財政状況を考慮するため、これによって処方薬が変わることがある。古くからある旧薬は新薬よりも安い。患者に薬を買う経済的余裕がない場合は病院に併設される **Social Welfare Unit** が社会分析評価を行いその結果報告を病院の **Medical Director** に提出し、そこで対応措置が検討される。Yaba 市立病院の場合は、貧困者は何らかの資金援助を受けることができる。**Association of Friends of the Hospital** も一部の患者に経済援助を提供しており、これ以外の精神病院でも同様の取決めが結ばれることがある。

「精神科医の話では、市販の旧薬つまり安い薬には、クロルプロマジン、ハロペリドール、イミプラミン及びアミトリプチリンなどがある。市販の新薬にはオランザピン、リスパダール、フルオキセチン及びセルトラリンがある。ただし、付属書 C に掲載した薬代は 1 錠、1 カプセル又は 1 アンプル当たりの値段であること、またこの価格は 2007 年 5 月の Yaba 州立病院の最低価格であること、さらに市場価格の変動によっては他の病院ではこれより安くなる場合や、Yaba 州立病院の価格が上がる可能性もあることに留意しなければならない。

「精神科医の話では、Yaba 州立病院で治療を受ける入院患者は現在 300 人で、各外来診察科 (OPC) では 1 日 300 人から 400 人の通院患者の診療を行っている。外来診療は週に 4 日である。Yaba 病院の入院預かり金は、総合診療科の場合は 32,400 ナイラ (2007 年 9 月 16 日時点で為替レートは 1 ポンド=245.59 ナイラ) で、薬剤療法科の場合は 36,900 ナイラである。これは 2 カ月分の入院費と食費でこのうち 5,000 ナイラは薬代である。預かり金を全額使い果たした場合は、入院期間が 2 カ月に満たない場合でも患者は薬剤費の追加請求を受ける。預かり金には登録手数料 1,700 ナイラと検査費用は含まれない。検査は

担当医が指示する場合に限って行われる。 [20] (p42)

精神科医の話では、薬剤療法科の病床数は 80 床である。患者の多くは大麻常用者で、コカイン、ヘロインその他の薬物常用者が一部含まれる。又精神科医によれば、この病院では HIV/エイズ患者は治療対象ではなく、この症状を持つ患者は HIV 陽性患者を扱う設備を備えた Lagos 州の Teaching Hospital に委託される。」 [20] (p43)

27.21 しかし、2009 年 4 月 4 日のニュースウェブサイト『Next』で公表された記事『ナイジェリアの精神保健医療の実態』の報道内容によれば、

「最近の調査結果により、統合失調症等の重篤な精神障害患者のうち治療を受けているのは全体の 10%程度であることがわかった。ナイジェリア政府の保健医療の年間支出額は国民 1 人当たり 7 米ドルで国内総生産の 3%にも満たない。精神保健医療サービスに充当されるのはこの保健医療予算全体のごくわずかである。治療費の大半は患者とその家族の負担になる。精神疾患が何年も続く場合は、これを負担するのは通常無理である。

「ナイジェリアの精神病院の人口 100,000 人当たり病床数はせいぜい 4 床程度である。主要都市以外の場所では、病院で治療を受けられる患者は極めて少ない。国立病院や大学病院は多数の患者を診療することが可能だが、農村住民の多くはこれらの病院が提供する治療を受ける機会が得られない。患者及び家族の多くが最初に頼る場所は、伝統的治療家或いは祈祷師の館である。多くの場合、こうした施設の持ち主はどの患者を自分が治癒すべきか全く考えていない。」 [78a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

28. 移動の自由

28.01 2009年2月25日に公表された人権実践に関する US State Department 国別報告書 2008 ナイジェリア編(USSD 2008 人権報告書)によれば、

「移動の自由、国外渡航、移住及び帰還は憲法及び国内法の定めるところであり、政府は上記の権利を概ね尊重したが、[国家]警察は、民族・宗教間武力衝突の発生地域に夜間外出禁止令を発令する方法で移動の権利を規制することがあり、また路上防塞や検問所を日常的に設営し、旅行者から金銭を強奪した。検問所及び路上防塞における治安部隊警官の過剰武力的行使は依然としてなくならなかった。一部の交通警察官は数マイルごとに検問所を設置した。 [3a] (第2節 d)

人身売買、国内再定住の小項も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

29. 出入国手続き

- 29.01 Canadian Immigration and Refugee Board (IRB) 調査部は、ナイジェリア人の出国及び再入国手続き及び外国人に認められる最大滞在期間、並びに外国人のナイジェリアでの就労許可の有無について 2005 年 8 月 16 日付けの出身国情報調査回答を公表した。調査回答によれば、オタワの Nigerian High Commission の公使及び Lagos 州 UNHCR によれば、ナイジェリアの出国及び再入国を希望するナイジェリア国民については、出国及び再入国に関する規則はない。ナイジェリア国民はナイジェリアを自由に希望する回数だけ出国し再入国することができる。ただし、ナイジェリア当局が指名手配するナイジェリア人は帰国すると逮捕又は拘禁されることになっている。[38b]

汚職、出生証明書、国民身分証明書 及び 旅券も参照のこと。

庇護申請不認定者の処遇

- 29.02 2008 年 10 月に公表された British-Danish 事実調査使節団報告書によれば、

「FFM 団員はナイジェリア当局の帰国した庇護申請不認定者に対する処遇について、Abuja 市の British High Commission の査証部長 Jason Ivory に聞き取り調査を行った。同氏は、ナイジェリア人が海外へ渡航し庇護認定を申請するのは違法ではないと述べた。従って、ナイジェリア入国管理局も警察も帰国した庇護申請不認定者を逮捕及び拘禁する法的根拠を与えられることはない。

Abuja 市の British High Commission 職員はナイジェリア国内の NGO に定期的に連絡を取ることはなく、またこれらの NGO から庇護申請不認定者に対する人権侵害事件の報告を受けたこともないということである。同氏の知る限りでは、ナイジェリアの国内メディアを介して、庇護申請不認定者がナイジェリア当局から虐待又は何らかの形態の迫害行為を受けた事実を指摘した報道はなかったという。

「ビザ部長の説明によれば、庇護申請不認定を受けたナイジェリア人は一時渡航書を携行して本国に帰国する。入国管理官はこの書類を照合し、続いて所持

者に対する聞取り調査を行う。この聞取り調査の目的は所持者の身元と国籍を検証し、同所持者が一時渡航書を携行してナイジェリアに再入国した理由を確認することである。これは単なる形式的調査であり、入国管理官が通常行う標準的手続きの一部である。入国管理官による所持者の身元及び国籍確認が完了すると、所持者は空港の入国審査係を通過し、自由に渡航を続けることができる。」 **[15] (p45)**

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

30. 偽造文書と文書的不正取得

30.01 2006 年に公表された International Organization for Migration の報告書『ナイジェリアから欧州への不法入国と人身売買』によれば、

「ナイジェリアに蔓延する腐敗と犯罪は出国書類との関係にも明確に現れている。金銭報酬を支払う意思さえあれば、部分的又は完全に誤った情報を記載した真正な書類を入手するのは比較的簡単である。また、発行済み書類の記載内容の改ざんを専門に扱う熟達した業界がある。ナイジェリアにおける行政の弱体化は、腐敗行為の有無に関係なく発行済み書類の管理の質にも悪影響を及ぼすようになっている。ナイジェリアで発行される旅券は単に出生証明書に基づいて作成されるが、この出生証明書は申請者自身が提示する情報に基づいて発行されることがある(Norwegian Directorate of Immigration、2004 年)...出国手続きに関わる最も重要な書類である旅券の不正使用には、大きく分けて次の 3 つの方法がある。

- 「● 発行済み旅券の改ざん。査証の写真の入替えなど。
- 賄賂を払って不正情報を記載した正規旅券を発行してもらう。
- 複数個人による同じ旅券の使い回し。

「有効なシェンゲン査証が付された旅券の場合は、最初の保有者が欧州に入国した時点でナイジェリアに返送することができるため、可能な限り多くの個人が同じ査証を使って入国することができる。旅券及び査証の取得費用は、どの方法で取得するかによって 500 米ドルから 3,000 米ドルの範囲で異なる。ナイジェリアで発行される旅券は疑われることが多いため、ベナン、ガーナ、トーゴ及びセネガルなど他の西アフリカ諸国で発行される旅券が使用されることが多い...正しい情報を記載した本人の旅券を使用する者でも、査証申請において例えば職業や収入について不正な追加情報を利用することもある。在 Abuja 欧州諸国大使館の大使館職員によれば、シェンゲン査証の取得を目的とした様々な形態の不正行為が蔓延している(Norwegian Directorate of Immigration、2004 年)。しかし、偽造行為とそれが創出する疑惑は、善良な申請者にも影響を与えており、こうした申請者が不正書類を提示したとして不当

な容疑を受けることがあるという。」 [44] (p23)

- 30.02 2008 年 10 月付けの British-Danish の 2008 事実調査使節団(FFM) 報告書によれば、

「FFM 団員は 書類作成及び偽造問題について、Lagos 州 British Deputy High Commission の西アフリカ向け英国査証副部長に聞き取り調査を行った。同氏によれば、腐敗行為は国内全域に蔓延しており、偽造文書の使用は広い範囲で行われている。つまり、印刷された正式書類はすべて偽造可能だということである。出生証明書、婚姻届、離婚届及び死亡証明書、身分証明書、運転免許証及び旅券等の真正な正式書類は賄賂と引き換えに関係者からいくらかでも入手することができる。また、真正な正式書類に記載される情報も事実と異なる場合や不正確な場合があり信頼できないことが多い。英国査証の申請を裏付けるための提出書類は綿密に検証され照合されなければならない。

「Lagos 州の British Deputy High Commission を拠点とする Entry Clearance Officer (ECO)にも書類作成及び偽造問題について聞き取り調査を行った(ECO は査証発行権限を有する職員である)。同氏が繰り返し述べたところによれば、腐敗はナイジェリア全土に蔓延しており、印刷された正式書類はすべて偽造可能だということである。また、査証申請を裏付けるための提出書類は綿密に検証され照合されなければならないと述べた。」 [20] (p46)

- 30.03 2009 年 2 月 25 日に公表された人権実践に関する US State Department 国別報告書 2008 ナイジェリア編(USSD 2008 人権報告書)によれば、「UN Office of Drugs and Crime が報告したように、2007 年を通じて単独犯罪者及び組織犯罪集団が実行した人身売買では...様々な方法が利用された。多くはパスポートを含む文書偽造、人材派遣、運輸業等の専門家集団として組織されていた」[3a] (第 5 節)

汚職全般に関する情報については、汚職を参照のこと。出生証明書及び国民身分証明書と旅券も参照のこと。

正式書類の認証

30.04 British-Danish 2008 FFM 報告書が正式書類の認証について述べたところによれば、

「出生証明書、婚姻届、離婚届及び死亡証明書の認証可能性について尋ねたところ、ECO は次のように述べた。連邦政府内には出生証明書、婚姻届、離婚届及び死亡証明書の謄本が入手できる主要登記事務所はない。かかる書類の場合に最も多く見られるのは、これを必要とする個人が市町村及び市町村の登記事務所で取得する事例である。ごく最近まで統括的な旅券発行機関はなかったため、旅券と同様に、上記の書類も市町村の旅券事務所で取得されることが多い。市町村又は市町村登記事務所がこれらの書類の謄本を保管しているかについてはわからなかったが、保管している事務所もあるだろうとのことだった。ECO が続けて述べたところでは、ナイジェリアでは、正式書類の発行手続きの規則化が徹底されていないことが多く、発行された書類の信頼性は低い上、作成過程の検証はほとんど或いは全く行われたことがない。

「実際のところ、出生証明書、婚姻届、離婚届及び死亡証明書の認証を ECO が認証することはめったにない。これは上記の書類の認証手続きが極めて難しく、時間がかかる上、場合によっては全く不可能なこともあるためである。これと同様に、ナイジェリアにはすべての土地所有者及び財産所有者の氏名と住所、並びに所有者が所有する土地や財産の詳細事項を保管する統括的な土地又は財産登記所がないため、土地や財産の所有権/使用権の場合も、認証は恐らく難しいと思われる。また、Lagos 州の British Deputy High Commission に勤務する ECO の場合は、査証申請の裏付けとして提出される書類をすべて認証するだけの予算がないということである。ただし、学校関係の証明書や大学入試証明書等の他の種類の書類、並びに銀行取引明細書等の財務書類については多くの場合認証に向けた努力が試みられている。」 [20] (p46)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

31. 国内避難民(IDPs)

31.01 Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)は2009年11月19日、国内で強制退去させられたナイジェリア人が直面した問題や困難に関する報告書、『なくなる国内強制退去』を発行した。報告書が述べたところによれば、

「対立住民間の武力衝突や国内の武力紛争双方により発生した国内強制退去は、ナイジェリア大部分の州で頻発する事件である。戦いに向かう当事者たちは、国特有の貧困、低水準の教育及び膨大で疎外されている若者人口の国において、政治的、経済的且つ社会的利益を求めてきた。」

「国内避難民(IDPs)の現在の人数は明らかではない。その場その場の地域の登録が実行されることで、強制退去の規模はそれとなくわかるものの、多くの人々は、避難や、家族、友人の支援を求めており、従って数えられていない。」

「2009年、軍部と Niger Delta 市民軍の間の血まみれの衝突がますます増え、数千人の強制退去につながった。しかし、限られた地域への接触では、IDPの数、場所及びニーズはわからない。紛争解決のための最近の措置により、故郷に帰ること、特に恩赦による一部の市民軍のメンバーの武装解除を希望する要因が、IDP にわかってきた。」

「いくつかの中央部や北部の州において、選挙結果を巡って、又は宗教上の境界線に沿って分裂した社会間での武力衝突により、大規模な死亡、破壊及び強制退去を引き起こしてきた。大部分の記録された IDP は、警察又は兵舎、病院、イスラム教寺院及び教会に避難を求めた。」 [7]

同じ IDMC 報告書が又指摘したところによれば、

「ナイジェリアは、民族、言語及び宗教のグループが、極端に複雑なクモの巣状になって成り立っている。土地の居住権、市民権及び幅広い同一性問題を巡り、特に 1つの地域の先住者と考えられている人々と、移住者と見なされている人々との間の論争により、衝突が引き起こされてきている。先住グループは

決まって、移住者が、土地又は企業を所有したり、或いは仕事や教育にアプローチしたりするのを妨害し、必然的に緊張が生じる。2002年に **Institute of Peace and Conflict Resolution** が行った戦略的な衝突の評価によれば、民主主義への回帰や新しい政治機会に関する競争が武力拡大につながった。資金に対する地域競争は、政治的及び公的サービスの取決め、プロジェクトの監督及び入学許可などの特権を巡る、『エリート間の競争』で悪化することが多かった。」 [7]

31.02 連邦政府及び州政府は、IDP を支援するための方策を実行してきたが、これらは、以下に IDMC 報告書が述べたように、かなりの程度不十分である。

「政府はまだ国の IDP 対策を選択していなかった。そして、国、国際及び地方の機関は、その場その場又は選択して IDP を支援した。2009 年 10 月、**African Union** が IDP 協定に調印したことで、政府が、より首尾一貫して理路整然とした方法で、国内強制退去に取り組むことを示す可能性がある。」

「...国が強制退去に対応する責務は地方政府と共にあり、そしてそれらが対処不可能な場合のみ、州政府にそれが求められる。**State Emergency Management Agencies (SEMAs)**が存在する州もあるが、能力はさまざまである。この二次対応水準が非効率的である場合のみ、その州政府は、支援を連邦政府に懇願する。大統領は、連邦政府が介入するか否かについて最終判断を下す。連邦レベルでは、**National Emergency Management Agency (NEMA)**が緊急支援活動を調整し、必要な場合、被害者のリハビリを手助けする。」

「調整目的に関し、**NEMA** は、国を 6 つの災害管理地域に分割して、各地域に使用可能な事務所を置く。**SEMA** が設立される場所で、**NEMA** は協調しそれらを支援する。その他の場合では、資金が過剰で、被害者に対する支援が遅れることが多い。**NEMA** は、危機的局面では IDP を支援することが多いが、長期間の避難民を支援したり、帰還者が復帰する手助けを行ったりするには、資金不足である。そして、IDP 特有、年齢特有又は性別特有の政策を有していない。」

「**National Commission for Refugees (NCFR)**は、緊急事態の後の状況や、IDP

にとっても避難民にとっても持続的な解決を目指した長期計画に対し、事実上の責任を取ってきた。必要な場合、それはキャンプ運営に関し **NEMA** を支援し、又、**IDP** 問題について検討する専用部門を有しているが、効率的な対応を容易にする資金と構造の両方を欠いている。」

「...**The Nigerian Red Cross (NRC)**は最も有名な人道組織であり、非常に短時間で対応する構造と人材を有している。又、地方組織に先駆けて迅速な支援を行うことが多い。宗教的奉仕活動組織も、それらの宗教関係の **IDP** に対する迅速な救援と長期支援の両方において、重要な役割を担っている。」 [7]

31.03 同じ **IDMC** 報告書が述べたところによれば、

「国内に、長持ちする性質を有する正式な **IDP** キャンプはない。臨時の避難所が通常、軍又は警察のバラック、学校又は病院に備わっているが、それらは、限られた期間のみ、**IDP** キャンプとして役目を果たす。ナイジェリアの大多数の難民は、家族、友人又はホストコミュニティと共に、彼らの民族又は宗教グループが多数である地域で避難所を探すということである。キャンプに正式に滞在している者の中には、家族や友人と時間の大部分を過ごし、又政府、宗教的奉仕活動などの人道組織から、支援を得るためにのみキャンプに行く向きもある。多くは、彼らの故郷へ戻るか、彼らに立ち去るよう強制した故郷の地域の活動が低下した後、すぐにその近くに再移住するようであるが、国内他の地域に再移住する者の数は不明である。」 [7]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

32. 外国避難民

32.01 2009 年 2 月 25 日発表 US State Department 「人権実践国別報告書 2008」、
ナイジェリア(USSD 2008 人権報告書)が述べたところによれば、

「法律は、1951 年 UN 難民条約及びその 1967 年議定書に従い、人々に亡命者及び難民の資格を与えることを規定している。そして、政府は、難民を保護する制度を創設した。政府は、難民の生命や自由が脅かされる国々に対する除名又は帰還を保護し、難民の資格又は亡命を承認した。政府は、National Commission for Refugees、その連邦理事長及び National Emergency Management Agency を通じ、難民や亡命希望者を支援する際、Office of the UN High Commissioner for Refugees (UNHCR)など人道組織と協調した。Eligibility Committee (UNHCR がオブザーバーの地位を有していた)が難民の資格、亡命及び再定住承認を管理し、難民及び再定住の申請を精査した。」

「難民キャンプは概して過密であり、又、難民による警察や司法への支援要請は、たいてい注目を集めなかった。難民は、国民同様、法廷へのアクセスは悪かった。」

「政府は又、1951 年の条約及び 1967 年の議定書により難民に該当しない者を一時的に保護し、1 年間[2008 年]では数百人を保護することとなった。」

[3a] (2 項 d)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)